

○議長（小林 弘君）順番2、15番 中本君。

〔15番（中本正人君）登壇〕

○15番（中本正人君）おはようございます。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

今回は1項目であります。橋本市の介護について。

本市も少子高齢化が進む中、医療・年金・介護等を賄う社会保障費が膨らみ続けております。将来世代へのツケが大きくなるばかりです。

介護保険制度は平成12年度より始まり、当時の介護保険料は全国平均で2,911円でした。保険料は3年ごとに見直され、本年が見直しの年でありまして、都道府県別で最も高い保険料は大阪府、沖縄県の6,826円、最も安い保険料は千葉県で5,385円です。

本市の第8期（令和3年から5年）の保険料は、前期より330円減額の6,300円であります。近隣自治体の保険料を紹介させていただきますと、紀の川市は6,500円、海南市は6,244円であります。ますます増えていくと思われる本市の介護認定者、高くなる介護保険料についてどのように考えているのかをお伺いして、1回目の質問を終わります。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小林 弘君）15番 中本君の質問、橋本市の介護に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（土井加奈子君）登壇〕

○健康福祉部長（土井加奈子君）橋本市の介護についてお答えします。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えていく仕組みとして、平成12年4月より施行された社会保障制度の一つです。

介護サービスの提供に係る費用のうち、利用者が支払う自己負担分を除いた費用は介護給付費としてサービス事業者を支払われますが、この介護給付費は国や都道府県、市区町村が負担する公費と、40歳以上の被保険者一人ひとりが納める介護保険料をもって賄われます。

この40歳以上の被保険者のうち、65歳以上の第1号被保険者の保険料については、市区町村が3年ごとに見直し・策定する介護保険事業の計画の中で、高齢者人口や認定者数、介護給付費の見込みなどを推計し算定することになっています。したがって、第1号被保険者の介護保険料は3年に1度見直されます。

本年度は、令和3年度から令和5年度までの第8期計画の初年度であり、その保険料は議員おただしのおり標準月額6,300円と、第7期保険料より330円の減となっています。この額を全国1,571の保険者で比較しますと、高額順で149位から396位に、また、和歌山県下30の保険者では、高額順で9位から18位にそれぞれ順位は下がっています。

しかしながら、第9期以降に目を向けると、本市においては全国のペースを上回るスピードで高齢化が進むと予想されており、第8期計画で行った推計では、75歳以上の後期高齢者の人口は、今後令和12年のピーク時に向け急激に増加し、ピークを過ぎた令和22年時点でも現在の後期高齢者数を上回る見込みとなっています。

また、認定者数についても、令和22年にはピークを過ぎていますが、それでも現在の認定者数を大きく上回ると見込まれています。

以上のような推計から、第9期以降、本市の介護保険料は大幅に増加することが予想さ

れます。

今後、少しでも認定者数、介護給付費の上昇幅を抑え、保険料の急激な上昇を防ぐことができるよう、サービス提供事業者に対する適切な助言・指導等による介護給付費の適正化や介護予防事業などに取り組むとともに、第9期以降の保険料算定時において、介護給付費準備基金を取り崩すことにより、保険料の急激な上昇に伴う第1号被保険者の負担の軽減を図りたいと考えています。

制度開始から20年以上が経過する今、介護保険は、介護が必要な高齢者やその家族の生活を支える制度として不可欠なものとなっています。保険者として、ただ今申し上げました取組等を行いながら、今後も制度の適正な運営・維持に努めてまいります。

○議長（小林 弘君）15番 中本君、再質問ありますか。

15番 中本君。

○15番（中本正人君）ありがとうございます。質問をする前に一言申し上げます。健康福祉部長におかれましては、就任後、1回目の定例会一般質問ということで、その一番手の質問者が私ということで非常に光栄に思っております。私もいい思い出になりますよう、また部長にとりましていい思い出になりますよう精いっぱい質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、質問させていただきます。

まずはじめにお聞きしたいことは、介護認定は主治医の意見書と、そして介護紹介者の紹介書を基本にして、認定審査会で決定されるということですよね。ここで伺いたいのは、本市において現在、要介護、要支援、何名おられるのか、まずそれを一点目としてお聞きします。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）どうもあり

がとうございます。令和2年度末現在における本市の要介護・要支援認定者数は、要支援の方で1,295名、要介護の方で2,733名となっております。

以上です。

○議長（小林 弘君）15番 中本君。

○15番（中本正人君）分かりました。そうすると、本市の高齢者人口の約2割が認定者ということになるんですね。これが多いのか少ないのかは分かりませんが、そういうことで終わりたいと思います。

次にお伺いしたいのは、その中で昨年一年間、令和2年度で介護度が下がったという認定者はおられますか。おられましたら何名おられたのか、ご紹介をお願いします。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）令和2年度中に認定結果を出した方につきましては、延べ3,725名となっております。そのうち、前回の介護度よりも下がった方につきましては、122名となっております。

○議長（小林 弘君）15番 中本君。

○15番（中本正人君）ありがとうございます。よく分かりました。

ここで次にお伺いしたいんですけども、介護度が下がった人で、よく私が以前耳にしたことがあるのは、介護度が下がったことで、従来の受けられていたサービスが受けられないという認定者の方がよくおったと私も聞いております。そういう中で、本市においても受けれなくなったというそういう不満を漏らす人はいるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）介護度が下がったという方からは、議員おっしゃったように「以前受けていたサービスが受けられない」、または「サービスの量が減ってしまう」とい

うご意見でありましたり、「前回の調査とは何ら変わってないのに、どうして介護度が下がるんだ」というようなご意見を頂くことがございます。そのような場合につきましては、まずそのお相手の方が疑問やご不満に思っている点をしっかりとお聞きさせていただきまして、前回の内容から今回どのような調査項目において変更があったのかということ併せて確認しながら、介護度が下がった理由についてご説明をさせていただいています。

また、認定調査は本人の心身の状態について全国共通の74項目の調査項目について、本人やご家族から聞き取りなどの調査を行っていることや、それから議員おただしのように、医学的な見地や主治医の方から意見書を頂いたということで、調査結果とともに主治医の意見書を基に保健、福祉、医療などの学識経験者より構成される介護認定審査会において、どのくらいの介護が必要かというところを判定されたというところを説明申し上げます。

できるだけ分かりやすく丁寧な説明を心がけてはいるんですけれども、それでもご納得いただけない場合につきましては、県で設置されております介護保険審査会に対し審査請求ができるというところもご紹介させていただきまして、もし調査にお伺いした時点と比べて現在の本人の状況に変動があるのであれば、そういう場合には認定の変更申請ができることも併せてお伝えしております。

○議長（小林 弘君）15番 中本君。

○15番（中本正人君）ありがとうございます。そんなにおるんですね、いまだにね。これ、私、2年前にも同様の質問をさせてもらったんですよ。そのときはたしか答弁として、340名ぐらいやったかな、おったと思います。そういう意味で今、聞いたこれも122名ですか、ということで減っているんだとは思いますが、まだまだやっぱりそういう間違っ

た考えなんです、というのは介護度が下がるということは、今までの従来のサービスが受けられないということではないですね。逆に言えば、受けることが必要でなくなったんですよ、それだけ健康になったんですよということをもう少し分かってもらわなくてはいけないという中で、ただ今の答弁を聞いていまして、立派な答弁を頂きましたので安心しましたので、また今後ともどうぞよろしくお聞きしたいと思います。

次にお伺いしたいのは、介護保険料についてお伺いしたいと思います。先ほどから言っていますように、介護保険料は3年に1度見直されます。そして、今年がちょうど見直しの年でありまして、全国の介護保険料の基準額は6,000円をはじめて超えました。そして6,014円ということですよ。そして、都道府県別で申し上げますと、1番高い保険料を支払っているのは大阪府、そして沖縄県の6,826円ですか。そして、最も安い保険料を払っているのが千葉県の5,385円だったと思います。

本市の保険料は、先ほども言いましたように6,300円ということになりましたけれども、これも先ほどから言いましたが、この保険制度は2000年、平成12年度に始まった制度ですけども、その当時の保険料を懐かしく紹介したいと思います。その当時はまだ合併していませんから、旧橋本市で2,653円だったと思います。そして、旧高野口町は2,616円ということですよ。ということは、現在6,300円ですから、約2.4倍になっているということで、いくらまでこれから高くなるのかなというふうに思います。

そういう中で私、聞きたいのは、団塊の世代の人が、2025年には全ての人が75歳以上になります。そして、その年には745万人の人が要介護・要支援になっていると厚生労働省は明らかにしております。そこでお聞きしたい

のは、2025年、来期、第9期の全国の保険料の基準額というのは一体いくらぐらいになっているのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）国では、2025年、令和7年度における被保険者数や介護サービスの見込量などを基に機械的に算出された結果、令和7年度の保険料基準額を月額6,856円と推計されております。

○議長（小林 弘君）15番 中本君。

○15番（中本正人君）ありがとうございます。6,856円ですか。それを聞きますと、私、先ほど申し上げましたように、全国で高い保険料が、そこが6,826円ということで、30円かと思ひますけども、これは全国の平均基準額を見たら、今年のはじめて6,014円となったところから言えば、一気に842円上がるということですよ。本当に先ほども言いましたように、どこまで上がるのかなというふうを考えるわけですけども、上がるものは仕方ないですけども、そういう中でやはり大阪市なんかは一応、市町村の中で最も高い保険料を払っています。それはいくらかと言ひますと、6,000円、7,000円を超えて8,094円だったかな。ということは、大阪市の市民の人は年金は減るわ、介護保険料は高くなるわということで、本当に大変だなと。これは我々橋本市民にしてもいくらになるかは分かりませんが、同じことだと思ひますが、それに対して精いっぱい頑張っていかななくてはいけないということだと思ひます。

ここで紹介したいのが、私、新聞で見たのですけれども、学習院大学の鈴木教授が今後の保険料の改革についてというのが新聞に出ていました。私、それを読ませてもらいました。少し紹介させていただきたいと思ひます。

次世代ほど損、抜本見直しを。介護保険料

はこのままでは際限なく増え、後に生まれた世代ほど損をする。負担割合の改定などの施策は一時しのぎではなく、抜本的な見直しが必要だ。自治体が保険料をあらかじめ余分に取っておき、足りなくなった時期にその余剰金を増すとといった改革が考えられる。一時的に見れば保険料が大きく上がるかもしれないが、将来の上昇を迎え、公平で持続的な制度にすることができると書かれています。このことに対していろんなご意見があるかと思ひますけど、やっぱり行政を預かっている市長として、このご意見に対してどのようにお考えになるか、ご意見をお願ひできますか。

○議長（小林 弘君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）中本議員の質問にお答えをします。

私も読ませていただきました。ただ、どこまで保険料を一時的に上げられるかという、適正な保険料というのは3年間の中で考えていくのか、もっと先を考えてたくさん取っていくのかというところに、非常に難しい判断が付きまとうのかなと。逆に言えば、今6,300円ですけども、1万2,600円も取ってええのという問題も逆に出てくるのかなというふうに思ひます。

今、日本が抱えている問題というのは、介護保険だけではなくて国民健康保険、後期高齢者医療保険、これもほぼ限界に来ているというのがその姿やと思ひます。結局は保険料を上げるか、負担を1割から2割に上げるかというところまでも今来てしまっている現状かなというふうに思ひます。今の介護保険料を決めるにあたって、介護の保険計画であったり、そして基金、今、橋本市でどれぐらいの基金があつて、それを投入することによって今回、330円ほど下げましたけども、今後、これとてどうなっていくかは分かりません。

というのは、令和2年度に姿を見ていると、認定者数が減っているというような問題もあって、恐らく3年後にはまた認定者数は増えてくると思います。県下の状況を見ても、安定化基金を使ってほとんどのところが保険料を下げているという、それぐらいの余裕を持っているところもありますし、全ての基金を取り崩して保険料を下げたというところがあります。しかし、介護保険というのは赤字が出たときに県からお金を借り入れて、それを次の期で返していくというふうになると、またその保険料がめちゃくちゃ上がるというような現実の姿もあります。

今、国・県・市で50%、それから40歳以上64歳までの方の分で介護保険全体を賄いながら、その1割負担の分で賄っているのが現状なんで、それを考えると今後、公費を50%から60%に上げるとか、そういう制度の抜本的な改革がこれから必要になってくるのではないかなと。これは国保もそうですし、後期高齢者医療保険もそうだと思います。その部分を考えていくと、今のままで続けるとなれば、やはり保険料を上げる、1割を2割にするというふうなことしか方法がないのかなと。行政で適正に運営されているかどうかという厳しいチェックというのも必要になるかなというふうにも思います。

橋本市も介護保険に関しては、介護事業所が県内においても非常に充実しているということもあって、介護保険料も上がってきているという側面もありますので、鈴木先生がおっしゃることも、どこまで本当に高い保険料を取れるんかというのも、問題もありますし、介護サービスがどれだけ伸びていくのかによっても本当に短期間になって、すぐまた上げやなあかんという状況にもなりかねませんので、そこは慎重に考えていく必要があるのかなというふうには思っています。

○議長（小林 弘君）15番 中本君。

○15番（中本正人君）どうもありがとうございます。確かに市長が言われるように、私も感じましたけども、あれを読んでみてそう簡単にできるもんなら本当に楽なものですけども、そういうわけにはいかないと。市民からの保険料を上げるということは大変なことですから、そういう中で第三者は、言い方は悪いですけども好きなことが言えますけども、実際、行政を預かる者にとってはそんな簡単なものではないというふうに私もそう思っていました。どうもありがとうございました。

次にお伺いしたいんですけども、この介護保険料を第1号被保険者、要するに65歳以上の方が滞納しているというのはあるのかないのか。もしあるのであれば何名で、金額はいくらぐらいになるのかお教え願えますか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）介護保険料の滞納につきましては、令和2年度決算見込みといたしまして、保険料の滞納者数につきましては繰越し分も含め261名、それから滞納金額につきましては1,618万700円となっています。

○議長（小林 弘君）15番 中本君。

○15番（中本正人君）それだけの数がいっているんですね。これも私も以前にもお聞きしたんですけど、かなり人数、また金額等は減っております。それはそれでいいことですが、これはなかなか減ることはないやろうな。これは本市だけの問題ではなく、全国の自治体の抱える問題ではあると思いますけども、やはり保険料を納めるというのは、国民として、市民として当然の義務だと思いますけども、現実、滞納している方がいるということは確かだと思います。少しでも早く滞納者が減っていき、そして滞納者ゼロの自治体橋本市というのをめざして頑張っていただきたいと

いうふうに思います。

次にお伺いしたいのは、そういう中で保険料の時効は2年ですよね。そうすると、ここでお聞きしたいのは、本市において昨年一年間で時効になった方は何名おられるのか。おられなければそれでいいんですけども、もしおるのであれば何名おられるのかというのを伺いしたいと思います。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）時効につきましては、令和2年度におきまして152名について、金額におきますと642万9,543円が時効となっており、不納欠損となっております。

○議長（小林 弘君）15番 中本君。

○15番（中本正人君）それだけいてるんですか。考えられませんね。結局、2年払わなければ、2年間頑張ると言うたら言い方がおかしいけども、払えなければ時効になるんやということですよ。これに対して当局はどう考えているのかなと私は思います。もちろんそれなりの努力はしてはるとは思いますが、これだけの時効になる人がいてということ、寂しい悲しいことやと私は思いますが、こういう中でやはり本市はどのような対応をしているのか、私、分かりませんが、少し甘いなというふうに考えるんですけどね。

ここでお伺いしたいのは、本市の措置、ペナルティーですね、これをどのようにしているのかというのを伺いしたいと思います。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）介護保険料を納めない方に対しましての措置なんですけれども、災害などの特別な事情がないにもかかわらず保険料の滞納が一定期間続く場合におきましては、その期間に応じましてサービスを利用時のご自身の支払い方法の変更でありましたり、それから、サービスを利用した際の利用者負担額の割合を今1割、2割の

方につきましては3割へと、それから3割負担の方につきましては4割負担へと引き上げるというような措置を取ってございます。

○議長（小林 弘君）15番 中本君。

○15番（中本正人君）ただ今、答弁いただきましたけども、やはり僕らとしては本当に甘いなど。自己負担率を1割か2割、2割か3割上げたところで、払わない人は払わないですわ。ということだと思いますよ。そういう方が昨年一年間でも152名いてるということ、僕は考えられない。この辺、副市長、どう思われますか、この時効に対して。ご意見をお願いします。

○議長（小林 弘君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）公平性の原則から言っても好ましいことではありませんし、市としても一応努力はさせていただいておりますが、この介護保険制度、中本議員ご存じのように、保険料が所得の階層によってかなり変わってきていますし、徴収の方法も変わります。ですから、納めやすい方、年金の多い方等については当然介護保険も高いんですけども、年金から特別徴収ということで天引きされてしまいますので、この層の方々についてはほとんど滞納ということは生じません。しかし、普通徴収の方、年金額がかなり少ない方が普通徴収になっております。ですから、もともとそういう方というのは所得も低いところにありますので、納めにくい状態であるのは確かだというふうに思います。その中でもしかし、もちろん年金は少なくともそれなりに預金があったりされる方もおりますので、そういう方については調査を行わせていただいて、介護保険料、一応強制徴収公債権でございますので差押えもできますので、一応やることはやっております、昨年度も27件でしたか、一応差押えをさせていただいて、回収もさせていただいておるところですけども、

先ほども申し上げましたように、なかなか生活の苦しい方というのは、預金もないよということになれば、強制的に徴収する方法がなかなか見当たらないというのも現状かなというふうに思いますが、今後ともやれる努力はしっかりやっていくことによって公平性を保っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）15番 中本君。

○15番（中本正人君）ありがとうございます。確かに言われることはよく分かりますし、努力をしてくれていると思います。そういう中で、今、副市長も言われたように、もしそういう苦しい方がおりましたら、分割でもいいですし、何らかの方法を取ってやはり納めてもらえるようにやってほしいなということだけ私、要望しておきたいと思います。

次に、いきいきルームについてお伺いしたいと思います。まずはじめに委託先ですけども、今年度までは敬英会ですかね、にお願いしていたと。それが今年から南労会紀和病院ですか、に移ったと。その理由はどうしてなのかなというのがまず一点。

そして、二点目として委託料についてお伺いしたい。

○議長（小林 弘君）中本議員、通告に関連があるかないかということ、ちょっとないと思いますので、この質問、お許し願え……。

○15番（中本正人君）これは介護というのでは無理ですか。

○議長（小林 弘君）いきいきルームの話のほうへ行ってしまっているの、どないか質問を控えていただけたほうがありがたいと。

○15番（中本正人君）そしたら、一点目はいけるんですかね。一点目も駄目ですか。

○議長（小林 弘君）中本議員、介護保険の関連性というんですかね。そのルームの関連性を問うていただいたら質問しやすいとは

思うんですけどね。

○15番（中本正人君）分かりました。それでは、この質問についてはまた次回質問することにして、では、これもちまして私の質問を終わります。

○議長（小林 弘君）15番 中本君の一般質問は終わりました。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時25分 休憩）